

記者発表資料

台風21号に伴う降雨により 国道20号(大垂水区間)の通行止めを実施します。 【第1報】

台風21号に伴う降雨により規制雨量(通行規制基準値[※])に達したため、以下の区間において、通行止め(雨量による通行規制[※])を実施します。

《通行規制区間》

■ 国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町～相模原市緑区千木良(4.8km)

《規制開始》

平成29年10月22日(日) 17時50分～

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で150mmと定めています。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

■ 相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認できます。

ホームページ : <http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/O4roadinfo/rain.htm>

公式ツイッター : https://twitter.com/mlit_sobu/

発表記者クラブ

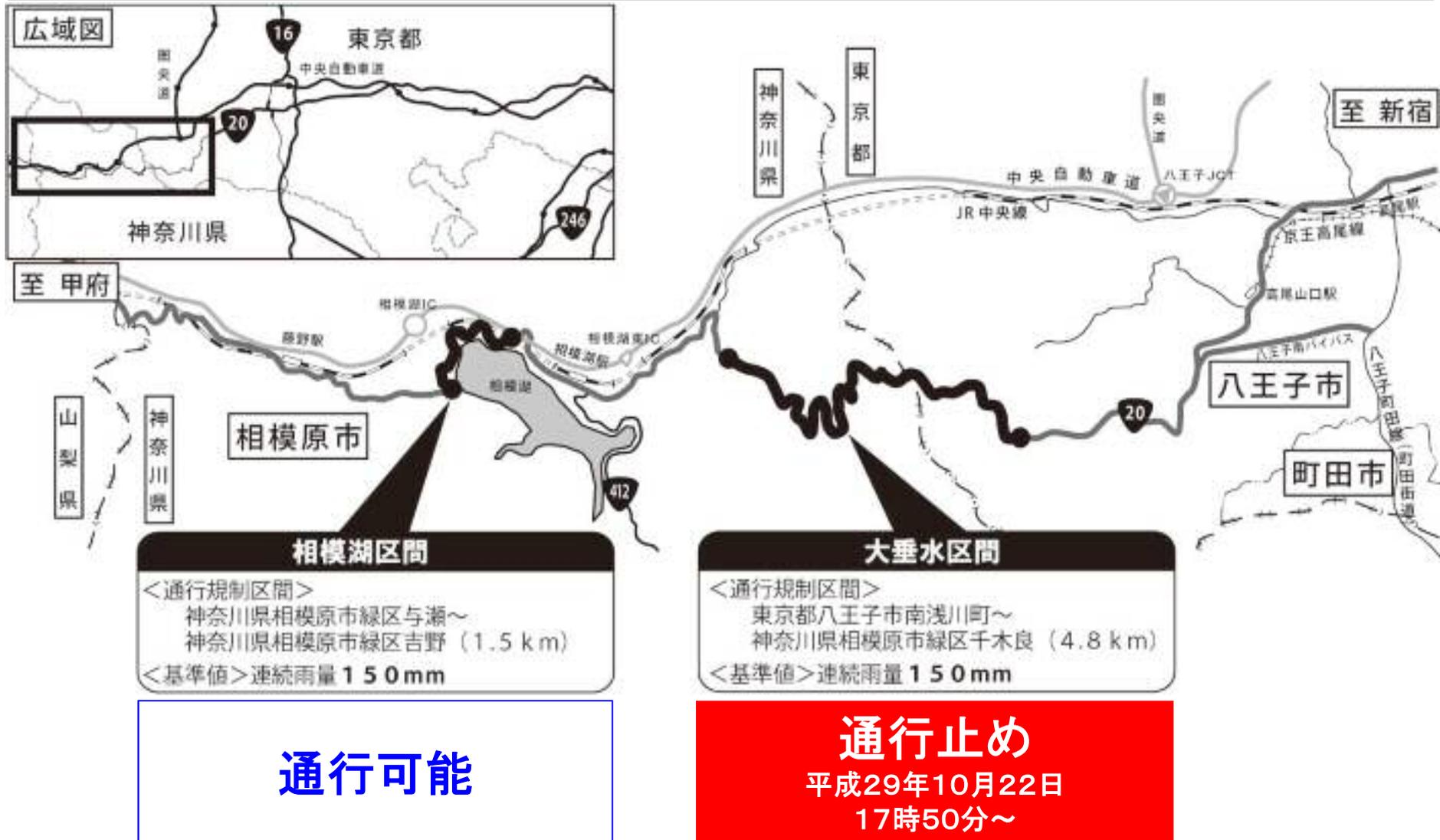
八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 TEL 042-643-2001(代)

副所長 いちかわ 市川 あきひろ 明広、交通対策課長 たきざわ 滝沢 さだお 貞男

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で定めています。